

公立大学法人秋田公立美術大学公舎貸与規程

平成28年3月7日

規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学(以下「法人」という。)の公舎の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(被貸与者)

第2条 公舎は、職務の性質又はその他の事情により必要とする役員又は職員に貸与する。

(公舎の貸与)

第3条 公舎の貸与を受けようとする者は、公舎貸与申請書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、公舎の貸与を承認したときは、公舎貸与承認書(様式第2号)を交付するものとする。

(貸与料)

第4条 理事長は、毎会計年度の初めに公舎の貸与料を定める。

2 貸与料は、公舎の専有面積から別に定める面積を控除した面積について算定する。

3 公舎の貸与料は、月額とする。ただし、新たに公舎を使用し、又は公舎の使用を廃止した場合におけるその月に係る公舎の使用料は、日割りにより計算した額とする。

4 公舎の貸与料は、その月分をその月の末日までに納入しなければならない。

(被貸与者の義務)

第5条 被貸与者は、居住する公舎が、法人が借り上げた住宅等である場合には、その維持管理に関し、法人が所有者から借り上げた際の条件をそのまま遵守しなければならない。

2 被貸与者は、その責に帰すべき事由により公舎又は備付物品を損傷し

又は汚損した場合は、その修繕に要する費用の全部又は一部を負担しなければならない。

3 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により公舎が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は被貸与者が負担しなければならない。

4 被貸与者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に公舎を明け渡さなければならない。

(1) 役員又は職員でなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 転任、配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により、公舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

(禁止事項)

第6条 使用者は、次の行為をしてはならない。

(1) 公舎の全部又は一部を第三者に貸し付け、居住の用以外の用に供すること。

(2) 親族以外の者を同居させること。

(3) ペット類の飼育。ただし、物件の所有者がこれを認める場合はこの限りではない。

(4) 法人の承認をうけないで、公舎又は備品物品を改造すること。

(5) 公舎内において営業行為又はこれに類似する行為をすること。

(6) 前各号のほか、他人に損害を与えるもしくは著しく迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

(費用の負担)

第7条 被貸与者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) ふすまおよび障子の張り替えに要する費用

(2) 電気、ガスおよび水道用器具の破損修理に要する費用

(3) 電気、ガス、水道および下水道等の光熱水費

(4) 公舎内外の清掃、汚物処理、除雪、除草等に要する費用

(退去)

第8条 被貸与者は、公舎を退去するときには、退去の10日前までに、事務局長に届け出なければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、公舎の貸与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月27日から施行する。

公舎貸与申請書

年 月 日

（宛先）

公立大学法人秋田公立美術大学 理事長

所 属

職・氏名

印

下記の理由により、公舎の貸与を受けたいので、公立大学法人秋田公立美術大学公舎貸与規程第3条第1項の規定により申請します。

記

1 住宅

希望する公舎の住所・名称 および部屋番号				
現在の住居	種 別	① 自宅 ② 借家・借間 ③ 公営 ④ その他 ()	家賃月額	円
	住 所			
理 由				
入居希望日	年 月 日			
入居予定者の内訳	① 配偶者 ② 子供 人 ③ その他 () 人			

2 自動車保管場所

自動車登録番号		車 名	
自動車の長さ	m	自動車の幅	m

- (注) 1 該当項目は○で囲み、空欄は記入してください。
 2 調査の結果、記載内容に偽りがあるときは、入居できません。
 3 この申請書の有効期間は、受理された日から1年間です。
 4 上記記載内容に変更があった場合は、直ちに申し出てください。

公舎貸与の条件

1 被貸与者の義務

- (1) 被貸与者は、居住する公舎が、法人が借り上げた住宅等である場合には、その維持管理に関し、法人が所有者から借り上げた際の条件をそのまま遵守しなければならない。
- (2) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により公舎又は備付物品を損傷し又は汚損した場合は、その修繕に要する費用の全部又は一部を負担しなければならない。
- (3) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により公舎が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は被貸与者が負担しなければならない。
- (4) 被貸与者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に公舎を明け渡さなければならない。
 - ア 役員又は職員でなくなったとき。
 - イ 死亡したとき。
 - ウ 転任、配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により、公舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

2 禁止事項

- (1) 使用者は、次の行為をしてはならない。
 - ア 公舎の全部又は一部を第三者に貸し付け、居住の用以外の用に供すること。
 - イ 親族以外の者を同居させること。
 - ウ ペット類の飼育。ただし、物件の所有者がこれを認める場合はこの限りではない。
 - エ 法人の承認をうけないで、公舎又は備品物品を改造すること。
 - オ 公舎内において営業行為又はこれに類似する行為をすること。
 - カ 前各号のほか、他人に損害を与えるもしくは著しく迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

3 費用の負担

- (1) 被貸与者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。
 - ア ふすまおよび障子の張り替えに要する費用
 - イ 電気、ガスおよび水道用器具の破損修理に要する費用
 - ウ 電気、ガス、水道および下水道等の光熱水費
 - エ 公舎内外の清掃、汚物処理、除雪、除草等に要する費用

4 退去

- (1) 被貸与者は、公舎を退去するときには、退去の10日前までに、事務局長に届け出なければならない。

公舎貸与承認書

年 月 日

様

公立大学法人秋田公立美術大学 理事長 印

公立大学法人秋田公立美術大学公舎貸与規程第3条第2項の規定により、
下記のとおり公舎の貸与を承認します。

記

- 1 公舎の所在地
- 2 公舎の名称および部屋番号
- 3 自動車保管場所の有無および番号 有(番号)・無

4 貸与面積および貸与料

	家屋部分(①)	付属家屋部分(②)	自動車保管場所(③)	合計(④=①②③)
貸与面積	m ²	m ²	m ²	m ²
家屋部分(①②) 月額貸与料	(専有面積 - 控除面積) × (単価) = (m ² - m ²) × (円) =			円
自動車保管場所(③) 月額貸与料				円
合計(④=①②③) 月額貸与料				円

(注) 1坪 = 3.3m²で算出

5 入居年月日 年 月 日

公舎貸与の条件

1 被貸与者の義務

- (1) 被貸与者は、居住する公舎が、法人が借り上げた住宅等である場合には、その維持管理に関し、法人が所有者から借り上げた際の条件をそのまま遵守しなければならない。
- (2) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により公舎又は備付物品を損傷し又は汚損した場合は、その修繕に要する費用の全部又は一部を負担しなければならない。
- (3) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により公舎が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は被貸与者が負担しなければならない。
- (4) 被貸与者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に公舎を明け渡さなければならない。
 - ア 役員又は職員でなくなったとき。
 - イ 死亡したとき。
 - ウ 転任、配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により、公舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

2 禁止事項

- (1) 使用者は、次の行為をしてはならない。
 - ア 公舎の全部又は一部を第三者に貸し付け、居住の用以外の用に供すること。
 - イ 親族以外の者を同居させること。
 - ウ ペット類の飼育。ただし、物件の所有者がこれを認める場合はこの限りではない。
 - エ 法人の承認をうけないで、公舎又は備品物品を改造すること。
 - オ 公舎内において営業行為又はこれに類似する行為をすること。
 - カ 前各号のほか、他人に損害を与えるもしくは著しく迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

3 費用の負担

- (1) 被貸与者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。
 - ア ふすまおよび障子の張り替えに要する費用
 - イ 電気、ガスおよび水道用器具の破損修理に要する費用
 - ウ 電気、ガス、水道および下水道等の光熱水費
 - エ 公舎内外の清掃、汚物処理、除雪、除草等に要する費用

4 退去

- (1) 被貸与者は、公舎を退去するときには、退去の10日前までに、事務局長に届け出なければならない。